

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社九州支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大分市域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙が相互に連携し、被災者の応急救助等を円滑に実施することを目的として、乙が保有する発電機や投光器、空調機器等のレンタル機材（以下「機材」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し機材の提供を要請することができる。この場合において、乙は、当該要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請をし、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

3 甲と乙は、機材の提供に関し、本協定に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（機材の引渡し及び運搬）

第3条 機材の引渡し場所は、甲が指定する。

2 引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

3 機材の引渡しは、乙が当該機材を要請書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請書の写しを提示できない場合は、あらかじめ甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代えることができる。なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって当該引渡しの完了とする。

（費用負担）

第4条 機材の提供に係る賃貸借料及び要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下、左記の賃借料及び運搬等の費用を総称して「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 費用の支払時期については、甲が機材の提供を受けた後、甲乙協議の上決定する。

2 前項の規定による決定に従い、乙は甲に請求書等を送付し、甲は当該請求書を受理した後、速やかに費用を支払うものとする。

（善管義務等）

第6条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は、善良な管理者の注意をもって機材を使用し、及び管理するものとする。

2 甲は、乙が甲に提供した機材の破損、毀損、滅失等（以下「破損等」という。）に備え、乙を被保険者とする乙の総合補償制度に加入するものとする。

3 甲が機材の提供を受けている間に発生した破損等に係る機材の修理及び補償並びに損失の補てんに関する費用のうち、前項の総合補償制度の対象となる費用については、総合保証制度による補てんを優先し、対応するものとする。

（連絡責任者等）

第7条 要請に係る手続等を円滑に行うため、甲と乙は、連絡責任者を定め、相互に連絡責任者届（様式第2号）により報告するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者に変更があった場合は、その都度文書で報告するものとする。

3 甲と乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を適時に行うよう努めるものとする。

（履行義務の免除）

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて本協定に係る乙の履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（雑則）

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 6月 10日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長 佐藤 樹一郎

乙 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜二丁目1番1号
日立建機日本株式会社 九州支社
支社長 松村 孝一